

平成 31 年 4 月 26 日
有限責任監査法人トーマツ
(委託元 特許庁)

革新的な技術やアイデアを基に創業するベンチャー企業においては、その技術・アイデア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針、体制を整備する「知財戦略」の構築が重要です。

しかしながら、創業期には、ビジネスの立ち上げに注力するあまり、知財戦略のノウハウや権利取得にかかるリソースが不足し、コアとなる技術やアイデアが十分に保護されていないことが課題となっています。

そこで、本プログラムは創業期のベンチャー企業を対象に、ベンチャー企業支援の経験者を含む複数の専門家からなるチームを創設し、ベンチャー企業のビジネスに対応した適切なシーズ・出口戦略の診断、知財戦略の構築、知財保護等の支援を行います。

・ビジネス・知財両面の戦略の整合性を踏まえた知財戦略構築等の支援

ベンチャー企業支援の経験者を含む知財やビジネス等の複数の専門家からなるチーム(知財メンタリングチーム)を組成し、①(ビジネス)シーズ・出口戦略等の診断、②(知財)知財調査を含む知財戦略構築サポート、③(知財)即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案、④(ビジネス・知財)フォローアップ、の4段階で支援することで、ベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略構築の支援を行います。

上記支援にあたって、ベンチャー企業の希望に応じて各種プレリサーチ(「技術動向」、「権利侵害」、「先行技術」のいずれか一つを対象)を実施します。

本プログラムでは、知財戦略構築を支援することを目的としているため、以下の要件を全て満たす、知財をベースとした事業拡大に意欲のある研究開発型ベンチャー企業を募集対象とします。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円以下、常時使用する従業員の数が300人以下、のいずれかの条件を満たし、製造業、建設業、運輸業、その他の業種(卸売業、サービス業、小売業を除く)に属する事業を主たる事業として営む、中小企業であること¹
ただし、以下のいずれかに該当する場合には、応募資格の対象外となります。

①一つの大企業(中小企業者以外の者)が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以

6. 審査スケジュール

第1期募集：

2019年6月7日	応募締切
2019年6月7日～6月中旬頃	一次審査(書類審査) (※1)
2019年6月21日頃	一次審査結果通知
2019年7月初旬頃	二次審査(プレゼン審査) (※2)
2019年7月初旬頃	審査結果通知

※1：一次審査は応募順に行います。また、一次審査では必要に応じて面談等によるヒアリングを実施します。

※2：プレゼン審査には必ず代表者が出席してください。代表者が出席できない場合には、審査対象外となる場合があります。日程は変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

7. 評価・審査方法

一次審査及び二次審査は、それぞれ下記項目に掲げる観点から評価・審査します。

(1) 一次審査（書類審査）

審査方法は書類審査となります。ご提出いただいた応募書類を基に主に以下の観点で評価し、二次審査へ通過する企業を選抜します。必要に応じてヒアリング等実施させていただきます場合がございます。

(ア) 知財面での支援の必要性・実効性

メンタリングにより知財面での戦略構築・課題解決の効果が期待できること

(イ) ビジネス面の将来性

技術・アイデアの独自性、事業の市場性、競合優位性等が優れていること

(2) 二次審査(プレゼン審査)

審査方法はプレゼン審査となります。企業の代表者は事務局が選定した外部審査委員へ向けて自社に関するプレゼンを実施していただきます。上記(1)の観点に加え、以下の観点で審査し、総合的に評価します。二次審査の準備にあたって必要な要件（プレゼン内容・必須項目、場所・時間等）は一次審査結果通知と併せてご連絡いたします。

(ア) 主体性・受け入れ態勢

本プログラムに主体的、積極的に取り組む意欲があること

メンタリングチームを受け入れるために必要な体制や工数、情報を提供すること

(イ) コミュニケーション（自社及び本プログラムへの理解）

自社の現状・課題を認識し、本プログラムに求める支援を具体的に説明できること

8. 支援スケジュール

2019年7月	専門家による現状ヒアリング、支援計画策定
2019年8月～10月	支援計画に基づいたメンタリング支援
2019年11月～12月	必要に応じたフォローアップ支援
2020年3月上旬	成果報告会

支援スケジュールは、状況に応じて多少前後することがあり得ますので、あらかじめご了承ください。

9. 留意事項

- (1) 本プログラムの支援にあたっては、メンタリングチームの求めに応じてベンチャー企業の機密情報（事業戦略や公知前の知的財産等機密情報等）を提供いただくことがあります。ベンチャー企業の機密情報の取扱いについて、**メンタリングチームおよび特許庁、事務局は守秘義務を有して**おり、情報を適切に取り扱います。そのため、メンタリングにおいては、メンタリングチーム、特許庁、事務局のメンバーが同席しますが、守秘義務は有しており、機密情報は適切な手段・方法で保護されます。
- (2) 本プログラムの成果把握のため、本プログラムでの支援に直接的・間接的に起因して生じた成果等（産業財産権の出願・権利化、ライセンス、商談の成約、資金調達の成功、事業提携等）については、支援期間中、及び支援期間後一定期間（5年程度）において、特許庁担当者に報告をしていただきます。
- (3) 本プログラムの内容・結果のうち **公表可能な部分** については、普及啓発のため、**原則特許庁により公表** される予定ですのであらかじめご了承ください。
- (4) 本プログラムの参加者には、特許庁又は事務局が企画する **イベントでの登壇等、本プログラムの情報発信等のためにご協力いただく** 場合がございます。
- (5) 各種プレリサーチ（「技術動向」、「権利侵害」、「先行技術」のいずれか一つを対象）は、メンタリングを円滑に実施するための **簡易的な調査であり、原則料金等は発生しません**。
。加えて、本調査内容について、特許庁が保証を与えるものではありません。また、別途追加調査を実施する場合、調査に係る諸費用が発生します。
- (6) 費用については以下のとおりです。
 - (ア) 専門家の派遣に当たり、**原則料金等は発生しません**。
 - (イ) 特許及び商標、意匠、実用新案登録出願をされる場合は、別途諸費用（書類作成、出願費用等）が発生いたします。
 - (ウ) 応募書類作成及び出張、管理費等、その他の諸経費等について、補助するものではありません。
- (7) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますのであらかじめご了承ください。
 - (ア) 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - (イ) 応募内容に不備がある場合

- (ウ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他特許庁及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- (8) 応募・支援に当たってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する特許庁、事務局、メンタリングチーム、及び外部審査委員（以下、「特許庁及び事務局等」という。）に本プログラム実施に当たって必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく特許庁及び事務局等以外の第三者に提供することはありません。
- (9) 審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (10) 支援を受けるのに不適切であると特許庁及び事務局が判断した場合には、支援を途中で中止することがありますのでご注意ください。
- (11) 本プログラムに関して、特許庁及び事務局等が、支援を受けるベンチャー企業の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。

10. 問い合わせ先

本公募に関するお問合せは、下記までお願いします。

〒100-8360 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング

知財アクセラレーションプログラム(IPAS)事務局 担当：福井裕明、佐崎達朗、山崎遥

TEL 03-6213-1251

メール ipas-office@tohmatu.co.jp
